

排水設備指定業者の新規指定時提出書類

指定申請書	○
責任技術者名簿	○
誓約書	○
機械器具調書	○
定款の写し（法人のみ）	○
登記簿謄本（法人のみ）	○
住民票の写し（個人事業主のみ）	○
事業所の写真	○
見取図（事業所所在地の見取図）	○
責任技術者証の写し	○

排水設備指定業者の指定事項の変更、指定証再交付、廃止・休止・再開時提出書類

			変更届	登記簿 謄本	定款の 写し	外観の 写真	住民票 の写し	誓約書	指定証 の返納
指定事項の変更	組織変更	有限→株式等、法人格の同一性が維持される組織変更	○	○	○				○
		個人→法人／法人→個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称変更	法人（商号の変更）	○	○	○				○
		個人（婚姻による氏の変更等）	○				○		○
		個人（屋号の変更）	○						○
	代表者変更	法人	○	○				○	○
		個人（親→子等の代替わり）	廃止して新規指定						
	役員変更	選任	○	○				○	—
		解任	○	○					—
	住所変更	法人	○	○		○			○
		個人	○			○	○		○
		事業所の付近見取図（共通）							
	住居表示変更	法人	○	○					○
		個人	○				○		○
		登記簿/住民票の写しの代わりに住居表示変更証明書も可							
電話及びFAX番号	共通	○						—	
	責任技術者の増減	共通	○						
責任技術者名簿、責任技術者証の写し（選任があった場合）									
指定証再交付	共通							○（紛失は不要）	
廃止・休止・再開	共通							○（再開は不要）	
		廃止・休止・再開届							

※変更等に関する指定証の返納については、武豊町役場にて新指定証をお渡しする際に交換にて対応させていただきます。